

令和 4 年 2 月 2 4 日開会

令和 4 年 3 月 1 0 日閉会

令和 4 年

第 1 回定例会会議録

(1 日 目)

小 豆 島 町 議 会

令和 4 年 第 1 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 1 1 号

令和 4 年 第 1 回 小豆島町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 4 年 2 月 1 6 日

小豆島町長 松 本 篤

記

1. 期 日 令和 4 年 2 月 2 4 日（木）

2. 場 所 小豆島町議会議場

開 会 令和 4 年 2 月 2 4 日（木曜日）午前 9 時 2 9 分

閉 会 令和 4 年 3 月 1 0 日（水曜日）午後 2 時 3 6 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	2月24日	3月9日	3月10日
1	藤 本 傳 夫	○	○	○
2	三 木 卓	○	○	○
3	大 下 淳	○	○	○
4	森 弘 章	○	○	○
5				
6	中 松 和 彦	○	○	○
7				
8	柴 田 初 子	○	○	○
9	森 崇	○	○	○
10	森 口 久 士	○	○	○
11	安 井 信 之	○	○	○
12	鍋 谷 真 由 美	○	○	○
13	浜 口 勇	○	○	○
14	谷 康 男	○	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日	第3日
町 長	松 本 篤	○	○	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○	○	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○	○	○
参事兼 総務課長	久 利 佳 秀	○	○	○
参事兼 こども教育課長	後 藤 正 樹	○	○	○
参事兼 健康づくり福祉課長	濱 田 茂	○	○	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○	○	○
税 務 課 長	清 水 一 彦	○	○	○
住 民 生 活 課 長	谷 本 静 香	○	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	中 島 有 紀	○	○	○
商 工 観 光 課 長	入 倉 哲 也	○	○	○
農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー プ 課 長	真 砂 智 規	○	○	○
建 設 課 長	唐 橋 幹 隆	○	○	○
住 ま い 政 策 課 長	山 口 総一郎	○	○	○
会 計 管 理 者	古 郷 信 子	○	○	○
介護保険施設事務長	堀 内 宏 美	○	○	○
生 涯 学 習 課 長	山 本 重 敏	○	○	○
総 務 課 主 幹	相 原 隆 幸	○	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二
書 記 竹 田 恭 平

議事日程

別 紙 の と お り

令和4年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年2月24日（木）午前9時29分開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 町長施政方針

第4 報告第2号 専決処分の報告について
（小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 造成工事に係る工事請負
契約の変更について）（町長提出）

第5 議案第2号 小豆島町介護予防支援事業財政調整基金条例について（町長提出）

第6 議案第3号 小豆島町介護サービス事業財政調整基金条例の一部を改正する条例
について（町長提出）

第7 議案第4号 小豆島町介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例
について（町長提出）

第8 議案第5号 小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例について（町長提出）

第9 議案第6号 小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
（町長提出）

第10 議案第7号 小豆島町辺地総合整備計画の変更について（町長提出）

第11 議案第8号 小豆島町農業委員会の委員の任命要件について（町長提出）

第12 議案第9号 令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第9号）（町長提出）

第13 議案第10号 令和4年度小豆島町一般会計予算（町長提出）

第14 議案第11号 令和4年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算（町長提出）

第15 議案第12号 令和4年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算（町長提出）

第16 議案第13号 令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計予算（町長提出）

- | | | |
|---------------|---------------------------|--------|
| 第 17 議案第 14 号 | 令和 4 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算 | (町長提出) |
| 第 18 議案第 15 号 | 令和 4 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算 | (町長提出) |
| 第 19 議案第 16 号 | 令和 4 年度小豆島町介護保険施設事業会計予算 | (町長提出) |
| 第 20 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | (町長提出) |

令和4年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年3月9日（水）午前9時30分開議

- | | | |
|----|-------|-----------------------------------|
| 第1 | 請願第1号 | 香川県に「主要農作物種子条例制定を求める意見書」の提出を求める請願 |
| 第2 | 一般質問 | 7名 |

令和4年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第3号）

令和4年3月10日（木）午後0時59分 開議

- 第1 議案第10号及び請願第1号に対する総務建設常任委員会審査報告
- 第2 議案第2号及び議案第11号～16号に対する教育民生常任委員会審査報告
- 第3 議案第2号、議案第10号～16号及び請願第1号に対する討論及び採決
- 第4 報告第3号 専決処分の報告について
（小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 遮水工事に係る工事請負契約の変更について）（町長提出）
- 第5 報告第4号 専決処分の報告について
（損害賠償の額を定め、和解することについて）（町長提出）
- 第6 議案第17号 小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第7 議案第18号 小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第8 議案第19号 小豆島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第9 議案第20号
議案第33号 農業委員の任命につき同意を求めることについて（町長提出）
- 第10 議案第34号 令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第10号）（町長提出）
- 第11 議案第35号 令和3年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（町長提出）
- 第12 議案第36号 令和3年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（町長提出）
- 第13 議案第37号 令和3年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）（町長提出）
- 第14 議案第38号 令和3年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）（町長提出）

第15 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議
(議員提出)

第16 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)

第17 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)

第18 閉会中の継続調査の申し出について (各特別委員会委員長提出)

開会 午前9時29分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

令和4年第1回小豆島町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、ご承知のように、令和4年度における町行政の基本であります町長の施政方針をはじめ、当初予算、条例改正など重要案件を審議します。したがって、会期も相当の日数を予定していますので、体調管理に努め、十分ご審議いただきますようお願いいたします。

今期定例会の議事日程につきましては、去る2月16日に開催の議会運営委員会において、お手元に配付のとおり決定いたしましたので、皆様のご協力をお願いします。

ここで、開会に先立ちまして、謹んでご報告を申し上げます。

去る1月26日、大川新也議員がご逝去されました。誠に痛恨の極みであります。

大川新也さんは、平成22年4月の初当選以来、小豆島町議会議員として町政の発展のため、また住民福祉の向上のため尽くしてこられました。副議長という重責を務められたこともあり、地域からの信頼も厚く、今後のご活躍を誰もが望んでいたところであります。

ここに、在りし日の面影をしのび、生前のご功績をたたえつつ、心からのご冥福をお祈りし、皆様とともに黙祷をささげたいと思います。

全員ご起立願います。黙祷。

〔黙 祷〕

○議長（谷 康男君） 黙祷を終わります。ご着席ください。

それでは、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、令和4年小豆島町議会第1回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございました。

依然として感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症は、2年余りが経過した今もなお、これまでの私たちの生活様式を大きく変容させている状況にあります。議員各位はもとより、町民の皆様には、引き続き感染対策の徹底にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

げますとともに、町内経済の回復と発展を目指すポストコロナ時代におけるまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

さて、本定例会では、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた7件の当初予算案のほか、補正予算の審議1件、条例案件5件、人事案件1件、その他案件2件を本日まで提案させていただくことといたしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、本日の令和4年第1回小豆島町議会定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時34分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。12月8日以降2月15日までの主要事項に関する報告及び監査委員からの例月出納検査結果報告書2件は、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、11番安井信之議員、12番鍋谷真由美議員を指名しますので、よろしく願います。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。日程表のとおり、本日から3月10日までの15日間とし、本会議第2日以降の日程につきましては、3月4日開催予定の議会運営委員会で改めてお諮りしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から3月10日までの15日間と決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第3 町長施政方針

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、町長施政方針を議題とします。

町長から令和4年度の施政方針を伺います。町長。

○町長（松本 篤君） 令和4年第1回小豆島町議会定例会の開会に当たり、令和4年度予算案並びに関連諸議案のご審議をお願いするに際しまして、町政運営に対する所信を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

〔以下別紙のとおり省略〕

○議長（谷 康男君） ただいま町長から令和4年度の施政に関する所信が述べられましたが、これに対する質問は一般質問の中でお願いします。

暫時休憩します。再開は10時30分とします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（小豆島町一般廃棄物最終処分場整備造成工事に係る工事請負契約の変更について）

○議長（谷 康男君） 日程第4、報告第2号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第2号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

令和2年第1回定例会でご議決を賜りました小豆島町一般廃棄物最終処分場整備造成工事に係る工事請負契約について、工事内容の一部が変更となり、変更契約を締結する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 報告第2号専決処分の報告につきまして説明申し上げます。

上程議案集の3ページをお願いいたします。

本件報告につきましては、令和2年第1回定例会で議決を賜りました小豆島町一般廃棄物最終処分場整備造成工事に関しまして、変更契約に係る契約金額の増減が、既存契約額

の10分の1未満であることから専決処分により変更契約を締結し、地方自治法第180条第1項の規定によりましてこれを報告するものでございます。

4 ページ目の専決処分書をご覧ください。

専決処分の内容につきましては、項目3の契約の金額を変更するもので、既存の契約額9,493万円に473万円を加えまして9,966万円として令和4年1月21日に専決処分しております。

項目5の変更内容につきましては、現地精査により数量に変更が生じたことによるしております。数量変更の理由につきましては、他の工区との施工調整による工事量の追加、安全確保を目的としました掘削時の仮設工の追加、掘削時に生じた転石の破碎、場外搬出など数量増を認めたものでございます。以上、報告を終わります。

○議長（谷 康男君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第5 議案第2号 小豆島町介護予防支援事業財政調整基金条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第5、議案第2号小豆島町介護予防支援事業財政調整基金条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第2号小豆島町介護予防支援事業財政調整基金条例について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町介護予防支援事業特別会計における歳計剰余金の処分を適切に行うため、本条例を新たに制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（中島有紀君） 議案第2号小豆島町介護予防支援事業財政調整基金条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の5ページをお願いいたします。

先ほど町長から提案理由の説明がありましてとおり、今回、小豆島町介護予防支援事業特別会計における歳計剰余金の処分を適切に行うため本条例を定めようとするものでございます。

介護予防支援事業特別会計は、地域包括支援センターが実施する予防給付に係るケアマネジメント等の経費を執行しており、介護保険事業特別会計や介護サービス事業特別会計とは別会計で処理をしております。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

第1条は設置規定で、介護予防支援事業特別会計の年度間の財源調整を行い、財政の健全性を確保するため基金を設置するものでございます。

第2条は、基金として積み立てる額について、第1項第1号で、歳入歳出決算上生じた剰余金から、当該年度の翌年度に繰り越した歳入歳出予算の財源に充てるべき金額を控除した額の2分の1以上に相当する額とし、第2項では、その額を基金に編入する時期について、決算に係る年度の翌年度中と規定しております。

第3条では管理、第4条では運用益金の処理、第5条では振替運用、第6条では処分、第7条は委任について規定しております。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号小豆島町介護予防支援事業財政調整基金条例については教育民生常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第3号 小豆島町介護サービス事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第3号小豆島町介護サービス事業財政調整基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第3号小豆島町介護サービス事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

さきの議案第2号同様、歳計剰余金の処分を適切に行うことができるよう、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当事務長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 議案第3号小豆島町介護サービス事業財政調整基金条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の7ページをお願いいたします。

先ほど町長から提案理由の説明がありましたとおり、今回の条例改正は、介護サービス事業特別会計の歳計剰余金の処分を適切に行うことができるよう所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

第2条積立てについて、歳入歳出予算で定めるものとしておりましたが、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定により、剰余金の処分について翌年度に繰り越さないで基金に編入することができるよう一部改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号小豆島町介護サービス事業財政調整基金条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第4号 小豆島町介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例  
について

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、議案第4号小豆島町介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第4号小豆島町介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、介護保険財政の運営に当たり生じた剰余金の処分について、毎会計年度の決算状況において額を定めるよう本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（中島有紀君） 議案第4号小豆島町介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の9ページをお願いいたします。

先ほど町長から提案理由の説明がありましたとおり、今回の条例改正は、介護保険財政の運営に当たり生じた剰余金の処分について、毎会計年度の決算状況に応じて額を定めるよう所要の改正を行うものでございます。

介護給付費準備基金につきましては、年度間の介護給付費の変動に対応するため、介護保険事業計画期間に生じた剰余金を積み立てる基金となっております。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

第2条積立ての規定について、歳入歳出予算で定めるものとしておりましたが、地方自治法第233条の2の規定により、剰余金の処分について翌年度に繰り越さず、基金に編入することができるよう一部を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 先ほどの条例については2分の1っていう規定があったんですが、この介護保険給付費準備基金条例については2分の1ではなく、町長が定めるといふ、この違いというか、これはどういうことなのか、お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（中島有紀君） 鍋谷議員のご質問にお答え申し上げます。

介護保険給付費準備基金につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、第1号被保険者が負担する保険料を積み立てておまして、他の財政調整基金とは少し性質が異なるものでございます。また、国の事務連絡では、介護保険給付費準備基金への積立金は、原則として剰余金の全額を積み立てるものとする。ただし、一部を翌年度に繰り越すことは差し支えないとされておりますので、介護給付費の変動に柔軟に対応できるように町長が定める額と改正するものでございます。以上です。



○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号小豆島町介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第8 議案第5号 小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第8、議案第5号小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第5号小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町福田にございます町民プールの廃止に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本重敏君） 議案第5号小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の11ページをお開きください。

先ほど町長より提案理由の説明がありましたとおり、令和3年度において福田町民プールを解体撤去し、廃止とするため、第2条（名称及び位置）の右側改正前と左側の改正後の表でお示ししますとおり、表中から右側の下線部分、小豆島町福田町民プールの名称と位置を削除するものでございます。

また、同じく第8条（使用料）の次ページ右側の改正前の下線部分、ただし、町民プールは無料とするにつきましても、左側の改正後のとおり、ただし書以降を削除するもので

ございます。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第6号 小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第9、議案第6号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第6号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が施行され、子ども・子育て支援の拡充施策として、地方税法等の改正により国民健康保険税の均等割額の減額措置が導入されることから、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 議案第6号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の13ページをお願いします。

今回の改正は、子育て世帯への経済的負担の軽減の観点から、令和4年4月1日以降、

多子世帯や低所得世帯による制限をかけずに、広く未就学児がいる世帯に対して、未就学児の均等割保険税の軽減措置が講じられることから所要の改正を行うものでございます。

軽減の内容は、全ての未就学児に係る基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額について、低所得の世帯に対する7割、5割、2割の軽減を行った後の均等割額をさらに半減に軽減するものでございます。また、この軽減措置の導入に係る費用につきましては、国が2分の1、都道府県、市町村がそれぞれ4分の1を負担することとされております。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

議案集は少し飛びまして、17ページをお願いします。

第23条第2項は、未就学児の被保険者均等割額の減額について新たに規定するものでございます。条文上は、本来の課税額から第1項で所得に応じた減額を行い、第2項で、さらに未就学児に対する減額を行う構成としております。

第1号は、基礎課税額の被保険者均等割額について、未就学児1人当たりの減額をする額を定めるものでございます。片仮名のアは7割軽減世帯、イは5割軽減世帯、ウは2割軽減世帯、次ページの（エ）は、低所得世帯の軽減を受けない世帯について減額する額でございます。これによりまして、基礎課税額について、本来課税額2万9,800円を7割軽減世帯で4,470円、5割軽減世帯で7,450円、2割軽減世帯で1万1,920円、それ以外の世帯で1万4,900円とするものでございます。

18ページの第2号は、第1号と同様に、後期高齢者支援金等課税額について、未就学児1人当たりの減額する額を定めるものでございます。アからエについて、第1号と同様に、軽減率に応じた減額すべき額を定めております。これにより、後期高齢者支援金等課税額について、本来課税額9,100円を、7割軽減世帯で1,365円、5割軽減世帯で2,275円、2割軽減世帯で3,640円、それ以外の世帯で4,550円とするものでございます。

この改正に伴い、13ページの第3条から議案集25ページまで字句及び条項等の修正を行ったものでございます。

25ページの附則をお願いします。

このたびの改正における字句の修正につきましては公布の日から、未就学児に係る減額の規定につきましては令和4年度以降の年度分の保険税に適用し、令和3年度以前の年度分の保険税については、なお従前の例とするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第7号 小豆島町辺地総合整備計画の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第10、議案第7号小豆島町辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第7号小豆島町辺地総合整備計画の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、財政上の特別措置等を受けるため辺地総合整備計画の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第7号小豆島町辺地総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。

上程議案集の28ページをお開き願います。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本町では、町内全域が辺地の対象となっておりますが、辺地総合整備計画につきましては、旧村単位または字単位で19辺地に区分しております。本定例会では、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるために、池田、中山、苗羽、草壁、安田の5つの辺地において計画変更をするものでございます。

それでは辺地計画ごとにご説明申し上げます。

恐れ入ります、33ページをお開き願います。

池田辺地の計画変更でございます。ページ下の表の3、公共的施設の整備計画の上から4行目でございますが、特別支援学校の開校に向けて児童・生徒の安全・安心な通学環境を整備するため、町道宮の浦線改良事業を実施しておりますが、詳細設計により事業費が137万8千円の増額となる見込みでありますことから、変更後の事業費を3,105万8千円にし、辺地対策事業債の予定額を2,040万円にするものでございます。

次に、その下のため池耐震化整備事業につきましては、池田辺地に一括計上しておりますが、今回は、安田の三五郎池の県営耐震化整備事業費につきまして58万5千円の追加が生じるため、変更後事業費を806万円とし、辺地対策事業債の予定額を660万円にするものでございます。

次に、その下の製氷冷蔵冷凍施設等整備事業につきましては、池田漁協が経営の維持発展を図るため、熟成乾燥機、真空包装機、金属検出器の導入を計画しており、当該事業費311万6千円の追加が生じるため、変更後事業費を846万6千円とし、辺地対策事業債の予定額を400万円にするものでございます。

次に、36ページをお開き願います。

中山辺地の計画変更でございます。

同じく表の上から3行目、中山の舞台大規模改修事業でございますが、老朽化が進み、倒壊のおそれのある舞台につきまして、文化庁と香川県の補助を活用し、令和4年度から令和5年度の2か年をかけて改修するもので、総事業費は1億212万4千円を予定しており、そのうちの町負担分2,636万円を新たに計上し、辺地対策事業債の予定額を2,620万円にするものでございます。

次に、40ページをお開き願います。

苗羽辺地の計画変更でございます。

同じく表の上から2行目、橋梁長寿命化事業でございますが、こちらも苗羽辺地に一括計上いたしております。今回の変更は、事業費を3,148万9千円増額し、変更後の事業費を1億4,087万3千円にし、辺地対策事業債の予定額を5,190万円にするものでございます。

橋梁長寿命化事業につきましては、町内12橋の改良事業を令和元年度から実施しておりますが、詳細設計等により橋梁ごとの事業費の増減がございます。今回の増減の主な内容は、長石橋で約420万円の増、猪谷川2号橋で約200万円の増、旧片城橋で1,580万円の増となっております。

次に、44ページをお開き願います。

草壁辺地の計画変更でございます。

同じく表の一番下の行になりますが、紅雲亭公衆トイレ等整備事業の変更でございます。

令和3年度に紅雲亭公衆トイレの整備事業に取り組んでおりますが、令和4年度では、環境省の補助金を活用し、引き続きトイレ裏山の落石防止対策を実施するもので、事業費は1,232万円を予定しており、変更後の事業費を5,624万3千円、辺地対策事業債の予定額を2,800万円にするものでございます。

最後に、46ページをお開き願います。

安田辺地の計画変更でございます。

3、公共的施設の整備計画のうち、整備計画年度を1年延長し、令和4年度までの4年間とするものでございます。

これは、先ほども申し上げたとおり、安田の三五郎池の県営耐震化整備事業の事業期間が延びたことによる変更でございます。以上、簡単ではございますが、辺地総合整備計画の変更につきましてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号小豆島町辺地総合整備計画の変更については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第11 議案第8号 小豆島町農業委員会の委員の任命要件について

○議長（谷 康男君） 次、日程第11、議案第8号小豆島町農業委員会の委員の任命要件についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第8号小豆島町農業委員会の委員の任命要件について提案理由のご説明を申し上げます。

農業委員を任命するに当たり、認定農業者等が委員の過半数を占めることと定められていますが、本町では認定農業者が少ないため、農業委員の過半数を認定農業者等または農業委員会等に関する法律施行規則に規定する人とするについて議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） 議案第8号小豆島町農業委員会の委員の任命要件につきましてご説明をさせていただきます。

上程議案集の47ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、先ほど町長から申し上げたとおりでございます。農業委員の任命に当たっては、根拠法令であります農業委員会等に関する法律第8条第5項において、認定農業者等が農業委員の過半数を占めるようにしなければならないと規定されておりますが、省令で定める場合においては例外を適用できることとなっております。

例外規定といたしましては、農業委員会等に関する法律施行規則第2条において、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合が規定されております。同条第1号において、当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が農業委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合において、委員の過半数を認定農業者等または準ずるものとする要件が挙げられております。

本町の場合、認定農業者数は31経営体で、それに対し委員定数は14人で、8倍しますと112人になり、この下回る場合に該当いたします。このため、任命に当たっては、施行規則第2条第1号を適用し、認定農業者等に準ずる者を含んで過半数としたいということでございます。

なお、これを適用する際には議会のご同意をいただくこととなっております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号小豆島町農業委員会の委員の任命要件については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第12 議案第9号 令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第9号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第12、議案第9号令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第9号令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第9号）について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算案で追加補正をお願いいたします額は7,463万9千円でございます。

内容につきましては、総務費2,242万円、衛生費182万4千円、農林水産業費2,930万8千円、土木費850万円、教育費1,258万7千円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第9号令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の49ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,463万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ106億865万7千円とするものであります。

第2条は債務負担行為の補正であります。

51ページをお開き願います。

池田小学校長寿命化改修事業を追加し、期間は令和4年度、限度額を5億3,460万円とするものであります。こちらは、令和4年度に実施予定の長寿命化改修事業につきまして、国の補助金の関係で令和4年度中に完了させる必要があることに加え、子供たちの学習への影響を可能な限り抑制するため、夏休み等を活用して工事を実施したいことから、



早期の工事着手に向けて事前の契約行為等が可能となるよう新たに債務負担行為を設定するものでございます。

その下の第3表は地方債の補正でございます。

道路橋梁等長寿命化事業につき、限度額を1,270万円から1,700万円に増額するものでございます。こちらは、旧片城橋の改修事業の実施設計を行うに当たり、辺地対策事業債430万円を活用するものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第9号）説明書の6ページ、7ページをお開き願います。

まず、歳入の補正であります。

15款国庫支出金、2項1目1節総務費補助金、説明欄1の社会保障・税番号制度システム整備費補助金357万5千円と説明欄2のデジタル基盤改革支援補助金461万8千円につきましては、デジタル行政の推進施策の一つとして、転出転入手続のワンストップ化に向けたシステム改修への補助金であり、説明欄1がワンストップ化への補助金で、補助率は10分の10、説明欄2が基盤整備への補助で、補助率2分の1となっております。

次に、16款県支出金、2項4目1節農業費補助金2,126万4千円につきましては、令和3年度の国の補正予算を活用して地籍調査事業を進めるもので、補助率は4分の3でございます。

次に、20款繰越金、1項1目1節前年度繰越金3,760万9千円につきましては、今回の補正予算の一般財源所要額を計上したものでございます。

次に、21款諸収入、5項1目1節給食費徴収金327万3千円につきましては、転入等により小学校の児童数が増加したことなどから、11名分の給食徴収金等を増額計上したものでございます。

次に、22款町債、1項5目1節道路橋梁債430万円につきましては、地方債補正でご説明しましたので割愛させていただきます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

2款総務費、1項6目財産管理費、10節需用費、説明欄1の光熱水費310万円につきましては、原油価格の高騰等により庁舎の電気代とガス代が増嵩し、予算が不足することから補正計上いたしております。

その下の修繕料668万3千円につきましては、庁舎浄化槽の曝気ポンプ・攪拌機に不具

合が生じていることに加え、池田保健センター自動ドアを修理するための費用でございます。

同じく 9 目支所及び出張所費、10 節需用費 22 万円につきましては、福田出張所の照明器具等が故障したことから交換費用を計上したものでございます。

同じく 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、12 節委託料 1,241 万 7 千円につきましては、マイナンバーカード所有者の転出転入手続のワンストップ化に係る電算システムの改修費でございまして、転出転入手続においてオンラインでの予約が可能となります。

なお、転出については来庁が不要となり、転入については、来庁は必要ですが、事前予約が可能となることから、待ち時間の短縮と事後の軽減が図られるものでございます。

次に、4 款衛生費、1 項 4 目環境保全費、10 節需用費 54 万 8 千円につきましては、池田港に設置しております電気自動車用の急速充電器が故障しましたことから修繕するものでございます。

同じく 5 目斎場管理費、10 節需用費 127 万 6 千円につきましては、内海斎苑エントランスホールのエアコンが故障したことから、同じく修繕するものでございます。

次に、6 款農林水産業費、1 項 8 目地籍調査費、1 節報酬 730 万 5 千円から 13 節使用料及び賃借料 140 万 2 千円につきましては、国の令和 3 年度補正予算を活用し、令和 4 年度予算を前倒しして計上したもので、福田地区の乙番地の調査を進め、令和 7 年度の事業完了に向けて取り組みを進めるものでございます。

ページをめくっていただき、10 ページ、11 ページをお開き願います。

8 款土木費、2 項 2 目道路橋梁維持費、12 節委託料 430 万円につきましては、旧片城橋の改修に向けて実施設計等を委託するものでございます。

同じく 4 項 1 目港湾管理費、10 節需用費 90 万円と 14 節工事請負費 330 万円につきましては、池田港臨時駐車場の利用環境を充実するため、照明設備 5 基と臨時駐車場 99 台分を新たに整備するものでございます。

次に、10 款教育費、1 項 2 目事務局費、1 節報酬 5 万 6 千円と 10 節需用費 91 万 9 千円につきましては、西村地区教員住宅裏山の竹やぶ等環境整備の作業員報酬、それから教員住宅 14 室の浴室換気扇の取替え、台所混合水栓取替えに加え、101 号室のシロアリ被害修繕、エントランスのひさしを修繕するものでございます。

同じく 2 項 1 目学校管理費、10 節需用費、説明欄 1 の光熱水費 82 万 9 千円につきましては、庁舎と同様に電気代の増額をお願いするもので、説明欄 2 の修繕料 77 万 9 千円につきましては、池田小学校 2 階女子トイレの漏水修理をはじめ、星城小学校体育館屋上の漏水

修繕、安田小学校浄化槽放流ポンプの修繕等に係る経費を計上したものでございます。

同じく4項2目幼稚園費、10節需用費71万円につきましては、星城幼稚園遊戯室横等の通路修繕をはじめ、安田幼稚園玄関扉の修繕、苗羽幼稚園テラス天井塗装等修繕に係る経費を計上したものでございます。

同じく4項3目小豆島こどもセンター費、10節需用費29万5千円につきましては、消火用の水槽にひび割れが生じ、水漏れが生じていることから緊急修繕を実施するものでございます。

最後に、6項2目学校給食施設費、10節需用費899万9千円でございます。

まず、消耗品費38万6千円につきましては、コロナの感染防止対策を徹底するため、消毒用アルコール液や手袋、洗剤等をふだんより多く消費し、対応していることから、追加の予算をお願いするものでございます。

燃料費166万5千円と光熱水費21万9千円は、原油価格の高騰によりA重油の単価が上昇していることに加え、電気、水道代の補正をお願いするものでございます。

修繕料345万6千円につきましては、炊飯釜等の調理器具の部分補修をはじめ、あえ物室のエアコン修理、食器洗浄機の修繕等を計上したもので、賄材料費327万3千円につきましては、転入生11名の増加等によりまして給食材料費が不足することから増額補正をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 2つお尋ねします。

電算システム改修委託料、転入転出の関係で言われたんですけど、対象者は大体どれくらいになるのか、お尋ねします。

それから、池田港の臨時駐車場99台分、これはどこに、どういう形でいつ整備されるのか。臨時駐車場なのか、恒久的ではないのでしょうか。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 電算システムの委託料はワンストップサービスの関係なんですけれども、申し訳ございません、ちょっと対象者数については数字を持ち合わせてございませんので、後ほどご報告させていただきますが、これは全国の自治体全てが導入するような形になりまして、先ほど説明もありましたように、転入部分につきまして予約ができるようなシステムになっております。後ほど、また報告させていただきます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 池田港の駐車場につきまして説明いたします。

現在、国道から池田港へ入る右側、町の埋立地がございます。今現在、46台の臨時駐車場で看板を上げさせてもらって区画をしております。その区画している46台、それを奥のほうへ延ばす計画で99台ということで整備しようと思っております。議会の議決が得られましたら工事のほうを行いたいと思っております。

ちなみに池田港、臨時駐車場が今現在46台、それが99台増えるということで、総勢145台の駐車場となります。今、池田港につきましては、臨時駐車場46台を入れまして191台の駐車スペースがございます。それが99台増えますので、総数としては290台の駐車場が整備されるということになります。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第9号）については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第13 議案第10号 令和4年度小豆島町一般会計予算

日程第14 議案第11号 令和4年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算

日程第15 議案第12号 令和4年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第16 議案第13号 令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計予算

日程第17 議案第14号 令和4年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算

日程第18 議案第15号 令和4年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算

日程第19 議案第16号 令和4年度小豆島町介護保険施設事業会計予算

○議長（谷 康男君） 次、日程第13、議案第10号令和4年度小豆島町一般会計予算から日程第19、議案第16号令和4年度小豆島町介護保険施設事業会計予算までは関連する案件

でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第10号令和4年度小豆島町一般会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

議案は、別冊の令和4年度一般会計・特別会計当初予算書及び説明書並びに介護保険施設事業会計予算書の最初に添付いたしております。新年度一般会計予算につきましては、歳入歳出総額は100億3,800万円となっております。予算の内容につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

また、議案第11号から議案第15号で提案しております特別会計予算につきましては、国民健康保険事業特別会計19億7,795万円、後期高齢者医療事業特別会計3億1,683万1千円、介護保険事業特別会計21億3,550万3千円、介護サービス事業特別会計5,952万8千円、介護予防支援事業特別会計597万2千円となっております。また、議案第16号で提案しています介護保険施設事業会計予算のうち、収益的収支につきましては、事業収益4億7,553万9千円、事業費用4億8,436万8千円となっております。

各特別会計予算及び介護保険施設事業会計予算につきましても、それぞれ担当課長及び担当事務長から順次説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第10号令和4年度小豆島町一般会計予算についてご説明させていただきます。

別冊の令和4年度当初予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ100億3,800万円と定めるものでございます。対前年度5億4,100万円、率にして5.7%の増でございます。

第2条は地方債の規定でありまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を6ページの第2表地方債のとおり定めるものでございます。なお、借入限度額の合計は8億1,940万円、対前年度1億2,050万円、17.2%の増でございます。

第3条は一時借入金の規定でございまして、一時借入金の借入れの最高額を例年と同額の5億円と定めるものでございます。

第4条は歳出予算の流用に関する規定で、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ができることとしております。こちらも例年と同様でございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容についてご説明申し上げますが、一般会計予算につきましては、4月に町長選挙が行われることから骨格予算として編成し、その内容につきま

しては、連合審査会において詳しくご審議がなされるところと考えております。本日は、予算書に併せて配付しております資料により、前年度に比べて増減の大きな科目について簡単にご説明申し上げます。

お手元に予算資料をご準備願います。

まず、歳入の予算でございますが、資料の2ページの資料2、令和4年度一般会計歳入予算総括表をご覧ください。

1 款町税は14億4,006万2千円、対前年度6,119万2千円、4.4%の増となっております。これは、まず町民税が対前年度2,203万8千円の増となっております。令和3年度予算は、新型コロナウイルス感染症の影響から減額で計上しておりましたが、景気の回復傾向により町民税法人税割において1,947万5千円の増を見込んだことが主な要因でございます。固定資産税では、コロナ減免が終了することなどから3,682万円の増を見込んでおり、これらの要因から町税につきましては増額計上しております。

次に、ずっと飛びますが、ページの真ん中のほうになります11款地方交付税は39億3千万円、対前年度1億9千万円、5.1%の増を見込んでおります。このうち、普通交付税につきましては、対前年度1億9千万円増の35億円を計上いたしております。これは、令和4年度の地方財政計画において、地方交付税が出口ベースにおきまして6,153億円、3.5%増額されたことに加え、令和3年度の実績等を総合的に勘案し、増額したものでございます。

次に、3行飛ばしまして15款国庫支出金は9億1,597万7千円、対前年度1億4,646万1千円、19.0%の増となっております。これは、池田小学校長寿命化改修事業に対する国庫補助金を1億6,985万1千円計上したことなどによるものでございます。なお、補助率につきましては、長寿命化改良工事とプール改修工事、こちらが3分の1、エレベーター設置工事とバリアフリー化工事については2分の1となっております。

次に、2行飛ばしまして、18款寄付金は9億71万1千円で、対前年度3億5,010万円、63.6%の大幅増となっております。こちらは、堅調に伸びておりますふるさと納税寄付金を3億5千万円増の9億円と見込んだことによるものでございます。

次に、19款繰入金は2億9,879万円、対前年度マイナス2億8,094万2千円、マイナス48.5%の減となっております。こちらは、骨格予算として編成したことにより、一般財源所要額が減少したことに加え、普通交付税を1億9千万円増と見込んだことなどにより、財政調整基金繰入金が対前年度マイナス1億2,010万2千円の減となっております。また、一般廃棄物最終処分場整備や寄付者の意向に沿って各種の事業に活用しております。

るさとづくり基金からの繰入金が対前年度マイナス 1 億6,143万 2 千円の減となったことが主な要因でございます。

次に、2 行飛ばしまして22款町債は 8 億1,940万円、対前年度 1 億2,050万円、17.2%の増となっております。これは、一般廃棄物最終処分場整備事業に係る町債が対前年度マイナス 2 億5,390万円の減となった一方で、池田小学校長寿命化改修事業債が 3 億7,620万円の増となったことが主な要因でございます。

なお、合併市町村への財政支援として、2 町合併以来活用してまいりました合併特例債でございますが、令和 4 年度以降の残りの可能額が約 2 億 2 千万円まで減少する見込みとなっております。歳入は以上でございます。

引き続き、性質別歳出の主な増減について、ごく簡単にご説明申し上げます。

同じ資料の13ページの資料 4、令和 4 年度一般会計歳出性質別分類表をお願いいたします。

まず、1 行飛ばしまして 2 行目の物件費でございます。予算額は13億5,203万 9 千円、対前年度 2 億744万円、18.1%の増となっております。こちらは、4 月の町長、町議会議員選挙、夏に予定されております参議院議員選挙、香川県知事選挙等の選挙の執行経費が対前年度1,589万 5 千円の増、それから、資源ごみの収集回数を月 2 回に倍増することなどに伴い、収集業務の委託料が対前年度1,646万 8 千円の増、また、堅調なふるさと納税の増加に伴うサイトへの使用料、手数料等が8,028万 6 千円の増となったことに加えて、瀬戸内国際芸術祭の開催経費が2,843万 5 千円の増となったことが主な要因でございます。

次に、上から 4 行目から 7 行目の普通建設事業費であります。

まず、補助事業の予算額ですが、8 億5,908万 1 千円、対前年度 3 億15万 4 千円、53.7%の大幅な増となっております。こちら、池田小学校長寿命化改修事業が 5 億 4,241万円の増となった一方で、最終処分場がマイナス 1 億9,977万 2 千円の減となったことが主な要因でございます。

次に、単独事業の予算額ですが、2 億6,473万 1 千円、対前年度マイナス 2 億9,577万 8 千円、マイナス52.8%の減となっております。こちら、最終処分場の単独事業分がマイナス 1 億3,237万 1 千円の減、坂手港のターミナルとその周辺の再生整備の実施設計の委託料がマイナス 6 千万円の皆減、単独道路改良事業がマイナス5,899万 8 千円の減となったことが主な要因でございます。

次に、県営事業の予算額は、対前年度1,901万 1 千円、27.1%の増となっており、これ

らのことから、普通建設事業全体の予算額は、7行目に記載のとおり12億1,296万4千円、対前年度2,338万7千円、2.0%の増となっております。

次に、2行飛ばしまして、補助費等につきましては、予算額は18億6,200万円、対前年度2億3,234万4千円、14.3%の増となっております。こちらは、繰り返し申し上げますが、ふるさと納税の増加に伴い、地場産品等の返礼品代が1億500万円の増、小豆島中央病院企業団が実施する医療機器の更新に対する負担金が3,625万9千円の増、小豆地区消防本部の救急デジタル無線及び消防新指令システムの部分更新等によって常備消防費負担金が4,784万9千円の増、同じく小豆広域が進めております中間処理施設の造成工事に着手することなどにより衛生費負担金が7,185万6千円の増となったことが主な要因でございます。

次に、2行飛ばしまして積立金でございますが、予算額は4億5,948万2千円、対前年度1億5,299万9千円、49.9%の増となっております。こちら、繰り返し申し上げますとおり、ふるさと納税寄付金の増に伴い、基金への積立金が1億6,483万3千円の増となったことが主な要因でございます。

以上が性質別分類による主な増減で、歳入歳出合計ともに100億3,800万円、対前年度で5億4,100万円、5.7%の増となっております。以上、簡単ではございますが、議案第10号の概要説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号令和4年度小豆島町一般会計予算は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第14、議案第11号令和4年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 議案第11号令和4年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の7ページをお願いいたします。

第1条は歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億7,795万円と定め



るものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1億円に定めるものでございます。

第3条は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合は、同一款内で予算の流用をすることができるとする規定でございます。

予算内容につきましては、予算説明書により説明させていただきます。

185、186ページをお願いします。

初めに、歳入でございます。

1款国民健康保険税でございます。被保険者数が減少傾向にあることから約30名の減を見込むとともに、新規に未就学児に係る均等割額の減額に伴う減収を見込む一方で、経済活動が新型コロナウイルス感染症の影響から回復基調にあることから、保険税は前年度の約2%増となる2億7,743万2千円を計上しております。

2款使用料及び手数料は、督促手数料として前年度と同額の10万円を計上しております。

3款国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染等により所得が減少した被用者に対する傷病手当金の負担金を100万円計上しております。

次ページの4款1項県負担金につきましては、特定健康診査等負担金として451万9千円を計上しております。

2項の県補助金、1目保険給付費等交付金の1節普通交付金につきましては、保険給付に必要な額として14億7,023万8千円を、2節の特別交付金は、保健事業の推進、重症化予防のほか、医療機器の整備など町の特殊要因に対し交付されるもので、3,933万3千円を計上しております。なお、2,698万9千円の減は、ほとんどがシステム改修の完了によるものでございます。

5款財産収入は、財政調整基金の利子11万6千円でございます。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金は全て法定繰入りで、1億7,587万7千円を計上しております。このうち、6節のその他一般会計繰入金91万1千円は、未就学児の均等割軽減に要する額を繰り入れるものでございます。

2項1目の財政調整基金繰入金は、県に納める国民健康保険事業納付金の保険税の不足として846万7千円を計上しております。

7款繰越金、次ページの8款諸収入は、例年どおりで変わりはありません。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

191、192ページをお願いいたします。

1 款総務費は、国保事業の管理的経費と国保税の賦課徴収経費、国保運営協議会費になります。

1 目の一般管理費において、システム改修が完了したため、前年度から3,363万4千円減の1,546万7千円となっております。

次に、2 款保険給付費でございます。被保険者数は減少が見込まれる一方で、1 人当たりの医療費は増加傾向にあることから、前年度から166万6千円減の14億8,007万5千円を見込んでおります。

続きまして、195、196ページをお願いします。

3 款国民健康保険事業納付金は、被保険者数の減に伴い、前年度から925万2千円減の4億876万9千円を計上しております。県が示す納付金の額を1 項医療給付費分、2 項後期高齢者支援金等分、3 項介護納付金分に分けて納付するものでございます。

4 款の保健事業費は6,051万6千円を計上し、医療費適正化事業、健康づくり事業、特定健康診査を実施することとしております。

199、200ページをお願いします。

5 款の基金積立金11万6千円は、財政調整基金積立金の利息分でございます。

6 款の公債費から7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、次ページの2 項延滞金までは前年度と同額でございます。

3 項1 目の直営診療施設勘定繰出金につきましては、例年の小豆島中央病院の健康管理事業に加え、医療機器の整備に係る国庫補助分を加えた905万2千円を計上したものでございます。

8 款の予備費は、昨年度と同額の300万円を計上しております。以上、歳出合計は前年度に比べ3,743万5千円減の19億7,795万円としております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号令和4年度小豆島町国

民健康保険事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第15、議案第12号令和4年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 議案第12号令和4年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の10ページをお願いいたします。

第1条は歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,683万1千円と定めるものでございます。

予算内容につきましては、予算説明書により説明させていただきます。

209、210ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料は、被保険者数はほぼ変わらないものの、保険料率が均等割額がプラス1千円の5万800円、所得割率がプラス0.02%の9.8%に改正されることから、前年度と比べて317万4千円増の2億3,093万8千円を計上しております。

2 款使用料及び手数料は、納付証明や督促に係る手数料として、前年度と同額を計上しています。

3 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金は、広域連合の事務経費として共通経費繰入金1,188万4千円、徴收費などの町の事務経費として総務費繰入金444万5千円を計上しています。

2 目の保険基盤安定繰入金は、県の補助金を受け低所得者の保険料を軽減するもので、6,901万3千円を計上しております。

4 款繰越金は名目計上です。

5 款諸収入は、前年度と同額としております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

211、212ページをお願いいたします。

1 款総務費は、被保険者の資格管理及び保険料の徴収に係る経費で、予算額は439万5千円、前年度とほぼ同額としております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は3億1,183万6千円を計上しております。これは、保険料と共通経費、保険基盤安定繰入金を合わせたもので、保険料の改正により前年度より461万1千円の増となっております。

3 款諸支出金と4 款予備費は、昨年度と同額としています。以上、歳出合計額は前年度

と比べて461万円増の3億1,683万1千円としております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号令和4年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第16、議案第13号令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（中島有紀君） 議案第13号令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書の13ページをお願いいたします。

第1条は歳入歳出予算の総額の規定です。歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億3,550万3千円と定めようとするものでございます。

第2条は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合は、同一款内で予算の流用をすることができるとする規定でございます。

予算の内容につきましては、予算説明書で説明させていただきます。

予算説明書の218、219ページをお願いします。

初めに、歳入でございます。

1 款保険料につきましては、第1号被保険者に係る保険料でございます。月額基準額は5,760円とし、9段階に設定しております。

2 款使用料及び手数料は、前年度と同額の4万1千円を見込んでおります。

3 款国庫支出金は、介護給付費等の減に伴い5億5,514万9千円、前年度から2,003万円の減となっております。

4 款支払基金交付金につきましても、同様に5億5,529万6千円、前年度から1,386万2千円の減となっております。

次に、220、221ページをお願いいたします。

5 款県支出金につきましても、国庫支出金と同様に3億1,119万8千円、前年度から

723万9千円の減となっております。

6 款財産収入は、介護給付費準備基金の利子を11万3千円見込んでおります。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金のうち、1 目介護給付費繰入金から3 目地域支援事業繰入金につきましては、国庫支出金など同様に計上しております。

4 目低所得者保険料軽減繰入金2,072万4千円は、低所得者の介護保険料を軽減するための繰入金となっており、国費、県費を一旦一般会計で受入れ、町負担分と合わせて介護保険事業特別会計に繰り入れるものでございます。

5 目その他一般会計繰入金3,040万5千円は事務費等の繰入金で、前年度と比較して315万2千円の減となっております。

2 項1 目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費等に対する介護保険料の不足が見込まれるため、1,128万9千円を取り崩して充当することとしております。

8 款繰越金と、次のページ9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料につきましては名目予算となっております。

2 項3 目の雑入374万5千円につきましては、配食サービスなどの利用者負担金となっており、それぞれ利用実績に基づき算出したものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

224、225ページをお願いいたします。

1 款総務費は3,190万1千円を見込んでおり、前年度から274万2千円の減となっております。

次に、226、227ページをお願いいたします。

2 款保険給付費になります。予算額は20億20万円、前年度から5,313万円の減となっております。直近の介護給付費等の実績等を勘案し、減額となっております。

次に、228、229ページをお願いいたします。

3 款地域支援事業費になります。健康づくり、介護予防等の事業費と地域包括支援センターの運営に係る経費として1 億240万円、前年度より90万4千円の増額を見込んでおります。

次に、236、237ページをお願いいたします。

4 款基金積立金は介護給付費準備基金積立金1 千円を、5 款諸支出金は過誤納還付金として50万1 千円を、6 款予備費につきましては50万円を計上しております。以上、歳入歳出それぞれ前年度から5,496万7 千円減の21億3,550万3 千円を計上しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第17、議案第14号令和4年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の内容説明を求めます。介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 議案第14号令和4年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

当初予算書及び説明書の16ページをお願いいたします。

第1条は歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,952万8千円と定めるものでございます。

予算内容につきましては、予算説明書によりご説明をさせていただきます。

244ページ、245ページをお願いいたします。

介護サービス事業特別会計は、居宅介護支援事業、訪問介護事業の2つの事業の実施に係る会計となっております。

歳入をご説明いたします。

1款サービス収入、1項介護給付費収入は、要介護認定者へのケアプランの作成、訪問介護のサービス収入です。対前年度47万3千円増の5,172万2千円を見込んでおります。

2項介護予防・日常生活支援総合事業費収入は、要支援認定者への訪問介護のサービス収入で、対前年度25万1千円減の86万3千円を見込んでおります。

3項自己負担金収入は、訪問介護に係る利用者の自己負担分で、133万5千円を見込んでおります。

2款使用料及び手数料は、要介護認定調査に係る手数料で、名目の1千円を計上しております。

3款財産収入は財政調整基金利子でございます。

4款寄付金は、2つの事業で2千円を計上しております。

5款繰入金、1項他会計繰入金は、特別地域加算算定に係る利用者負担の軽減制度に対

する介護保険事業特別会計からの繰入金4万円を計上しております。

246ページ、247ページをお願いいたします。

2項基金繰入金は、収入不足額106万6千円を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

6款繰越金は、前年度繰越金として1千円を計上しております。

7款諸収入、1項収益事業収入は、障害者居宅介護事業に係る収入で、447万9千円を見込んでおります。

2項雑入は、2つの事業で2千円を計上しております。

次に、歳出をご説明いたします。

248ページ、249ページをお願いいたします。

1款サービス事業費、1項居宅介護支援事業費は、ケアプランの作成業務でございます。対前年度132万5千円減の3,606万7千円を計上しております。

2項訪問介護サービス事業費は、対前年度324万3千円減の2,344万4千円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

2款基金積立金は、財政調整基金の利子を基金に積み立てるものでございます。以上、歳出合計は、前年度と比較して457万5千円減の5,952万8千円となっております。以上で議案第14号令和4年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号令和4年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第18、議案第15号令和4年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（中島有紀君） 議案第15号令和4年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書の19ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を597万2千円と定めるものでございます。

予算の内容につきましては、予算説明書で説明させていただきます。

予算説明書の258、259ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目介護予防サービス計画費収入につきましては、1か月に119件程度の利用を見込み596万6千円を計上しており、前年度と比較して29万6千円の減となっております。

2款財産収入、3款寄付金、4款繰入金、5款繰越金、6款諸収入につきましては名目予算となっております。

次に、予算書260、261ページ、歳出についてご説明させていただきます。

1款1項1目介護予防支援事業費は、要支援認定者を対象とした介護予防支援に係る職員の人件費と事務経費等を計上しております。1節報酬は、会計年度任用職員1名の3か月の報酬として78万7千円を計上しております。2節給料から4節共済費と18節負担金補助及び交付金は、職員0.5名分の人件費となっております。10節需用費から13節使用料及び賃借料と26節公課費は、事務費と公用車及び電算システムの維持管理経費等になります。24節積立金は、年度中の運用益金を基金に積み立てるものとなっております。以上、歳入歳出ともに前年度から29万4千円減の597万2千円を計上しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号令和4年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第19、議案第16号令和4年度小豆島町介護保険施設事業会計予算の内容説明を求めます。介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 議案第16号令和4年度小豆島町介護保険施設事業会計予算についてご説明申し上げます。



別冊令和4年度介護保険施設事業会計当初予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

第2条では業務の予定量を定めております。

(1)利用定員は、介護老人保健施設入所、短期入所が28人、通所が25人、介護老人福祉施設入所が60人、短期入所が4人でございます。(2)年間の利用者数は、介護老人保健施設入所、短期入所が9,607人、通所が5,468人、介護老人福祉施設入所が2万1,462人、短期入所が1,168人を予定しております。(3)1日平均利用者数は、介護老人保健施設入所、短期入所が26.3人、通所が22.5人、介護老人福祉施設入所が58.8人、短期入所が3.2人を予定しております。(4)主要な建設改良費は、設備整備費200万円を計上いたしております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入の部、第1款介護保険施設事業収益は4億7,553万9千円を予定しております。内訳は、第1項施設運営事業収益は4億4,069万2千円、第2項施設運営事業外収益は3,484万6千円を予定しております。第3項特別利益は名目1千円を計上いたしております。

次に、支出の部ですが、第1款介護保険施設事業費用は4億8,436万8千円を予定しております。内訳は、第1項施設運営事業費用は4億8,306万7千円、第2項施設運営事業外費用は30万円、第3項特別損失は1千円、第4項予備費は100万円を計上いたしております。

2ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入の部、第1款資本的収入は3千円で、第1項負担金、第2項補助金、第3項固定資産売却代金、それぞれ名目1千円を計上いたしております。

支出の部、第1款資本的支出は建設改良費200万円を計上いたしております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額199万7千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第5条は、一時借入金の限度額を5千万円と定めるものでございます。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を許すべき項目を定めるもので、その項目を事業費用と事業外費用の各項間と定めるものでございます。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費3億7,829万4千円と交際費30万円を定めるものでございます。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を450万円と定めるものでございます。以上で議案第16号令和4年度小豆島町介護保険施設事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号令和4年度小豆島町介護保険施設事業会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第20 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（谷 康男君） 次、日程第20、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員山口眞理子氏が令和4年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 上程議案集の52ページをお開きいただきます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましてご説明申し上げます。

現人権擁護委員の山口眞理子氏におきましては、令和4年6月30日をもちまして任期満了を迎えるところでございますが、引き続き同氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

山口氏の略歴につきましては、議案集53ページに記載のとおりでございますが、平成28年7月に人権擁護委員にご就任以来、人権問題に対する高い関心と熱意を持って職務に取り組み、人権擁護委員の適任者であることから、再任を目的に推薦しようとするもの

でございます。

なお、任期は令和4年7月1日から令和7年6月30日までの3年間でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

諮問第1号は適任として答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については適任として答申することに決定いたしました。

本日、各委員会に付託しました議案の審査報告は、3月10日の本会議第3日目にお願いしたいと思います。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

次回は3月9日午前9時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後0時04分